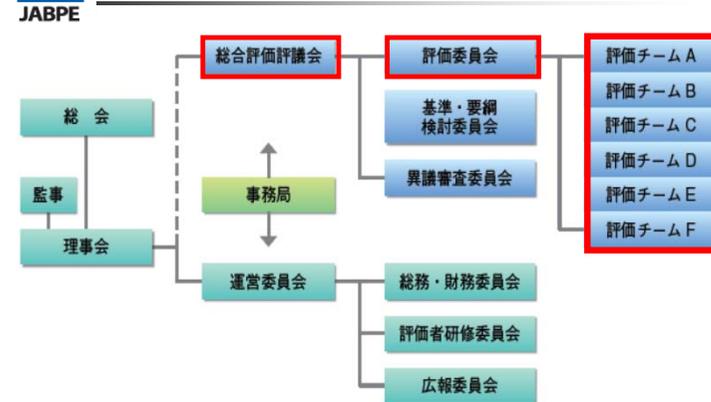


トライアル評価の概要

評価委員会
平田 収正
(大阪大院・薬)

評価の実施体制



評価の実施体制

JABPE

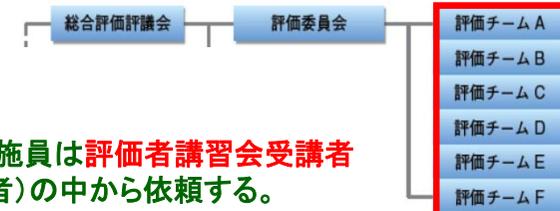


【役割】

- ・評価実施計画の立案
- ・評価チームの編成
- ・評価チーム間の横断的事項の審議及び調整
- ・評価活動に関する事項の総括
- ・「評価報告書原案」を作成し総合評価評議会へ報告

評価の実施体制

JABPE



【構成員】

- ・評価実施員は評価者講習会受講者(候補者)の中から依頼する。
- ・原則5名で構成し、実務薬剤師を含む。

【役割】

- ・「自己点検・評価書」の調査・検証(書面調査)及び訪問調査の実施
- ・「評価チーム報告書」作成し評価委員会へ提出



トライアル評価の実施

【評価対象大学】

- ・北海道薬科大学(私立単科大学)
- ・名城大学(私立総合大学)
- ・岡山大学(国公立大学)

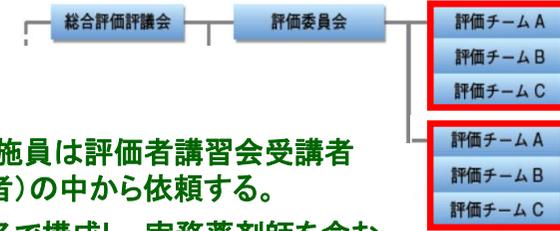
- (1) 評価チーム: 5名(実務薬剤師1名)で構成
- (2) 1大学につき2チームで評価を実施
- (3) 訪問調査は、本評価に準じた人数を派遣

5



トライアル評価

トライアル評価は
1大学2チームで



【構成員】

- ・評価実施員は評価者講習会受講者(候補者)の中から依頼する。
- ・原則5名で構成し、実務薬剤師を含む。

【役割】

- ・「自己点検・評価書」の調査・検証(書面調査)及び訪問調査の実施
- ・「評価チーム報告書」作成し評価委員会へ提出

6



トライアル評価の目的

1. 評価報告書作成プロセスの検証と改善
2. 「評価基準」の検証(評価する側から)と改善
3. 評価実施プロセスの検証と改善

7



トライアル評価の目的

評価委員会として

1. 評価報告書作成プロセスの検証と改善
2. 「評価基準」の検証(評価する側から)と改善

評価の基本

「大学の質保証」の評価は、評価者の在り方に大きく依存する。評価の基本は、大学の長所を客観的に評価し、問題点や課題を指摘し、大学全体の教育・研究の質の向上を図る努力を支援することにある。

➡ 「分野別評価」として、いかに評価すべきか。

8



トライアル評価の目的

1. 評価報告書作成プロセスの検証と改善

➡ 評価者研修へのフィードバック

評価者研修委員会

2. 「評価基準」の検証(評価する側から)と改善

➡ 「評価基準」の改定 基準・要綱検討委員会

3. 評価実施プロセスの検証と改善

➡ 「実施要綱」の改定 基準・要綱検討委員会

➡ 「薬学教育評価ハンドブック」への反映

事務局

9



評価の実施方法

JABPE

■ 評価は以下の段階で実施されます。

1. 大学における自己点検・評価

2. 機構における評価

- ① 書面調査
- ② 訪問調査

評価チーム

評価チーム報告書

評価委員会

評価報告書原案

総合評価評議会

評価報告書

各大学・社会

大学

10



評価の実施方法

JABPE

■ 評価は以下の段階で実施されます。

1. 大学における自己点検・評価

2. 機構における評価

大学

自己点検・評価書
基礎資料
添付資料

薬学教育
評価機構

11



評価の実施方法

JABPE

■ 評価は以下の段階で実施されます。

1. 大学における自己点検・評価

2. 機構における評価

大学

自己点検・評価書
基礎資料
添付資料

評価チーム

12



評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下の段階で実施されます。
- 1. 大学における自己点検・評価
- 2. 機構における評価

① 書面調査

自己点検・評価書
基礎資料
添付資料

評価チーム

大学

評価所見
【評価実施員】
2チームで

13



書面調査

JABPE

- ・薬学教育プログラムの評価は、「自己点検・評価書」による書面調査と訪問調査により実施する。
- ・書面調査では、13の『中項目』ごとに、「自己点検・評価書」(提出された根拠となる資料・データを含む)に基づき、自己点検・評価状況を評価し、適合水準に達しているかどうかの判断を行うとともに、その理由を明らかにする。

14

評価所見

薬学教育カリキュラム

大項目(7)

2 カリキュラム編成

中項目(13)

『中項目』における達成度の評定 評定(A B C D)

「概評」

「長所」として特記すべき事項

「助言」として指摘すべき事項

「改善を要する点」の根拠となる事項

「質問すべき点」

中項目
ごと記述

中項目
ごと記述

15



評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下の段階で実施されます。
- 1. 大学における自己点検・評価
- 2. 機構における評価

① 書面調査

評価チーム

評価所見
【評価実施員】

評価チーム報告書案
2チームで

大学

16



評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下の段階で実施されます。
- 1. 大学における自己点検・評価
- 2. 機構における評価



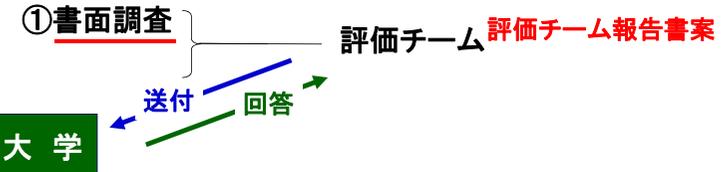
17



評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下の段階で実施されます。
- 1. 大学における自己点検・評価
- 2. 機構における評価



18



評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下の段階で実施されます。
- 1. 大学における自己点検・評価
- 2. 機構における評価



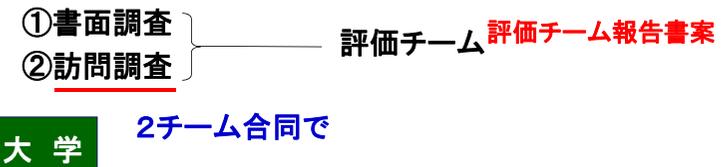
19



評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下の段階で実施されます。
- 1. 大学における自己点検・評価
- 2. 機構における評価



20



訪問調査

- ・薬学教育プログラムの評価は、「自己点検・評価書」による書面調査と訪問調査により実施する。
- ・教育活動の実際を確認し、書面調査の正確性を期する。
- ・特色ある施設・整備や教育研究の状況を直接確認し、申請大学の長をはじめとする関係者や学生と面談することによって、その特色や教育研究の改善・改革に対する将来に向けた方策を確認する。

21



訪問調査での主な実施事項

1. 本機構側と申請大学側の出席者との面談による質疑応答および意見交換
2. 施設・設備の見学
3. 実習を含む授業参観
4. 学生との面談
5. 訪問時に求める資料・データ等の閲覧

➡ 訪問調査の重要性

百聞は一見に
しかず！

22



評価の実施方法

- 評価は以下の段階で実施されます。

1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価

- ①書面調査
- ②訪問調査

大学



23



評価の実施方法

- 評価は以下の段階で実施されます。

1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価

大学



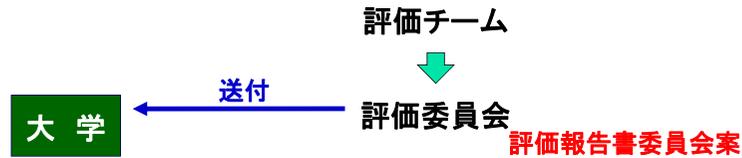
24



評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下の段階で実施されます。
- 1. 大学における自己点検・評価
- 2. 機構における評価



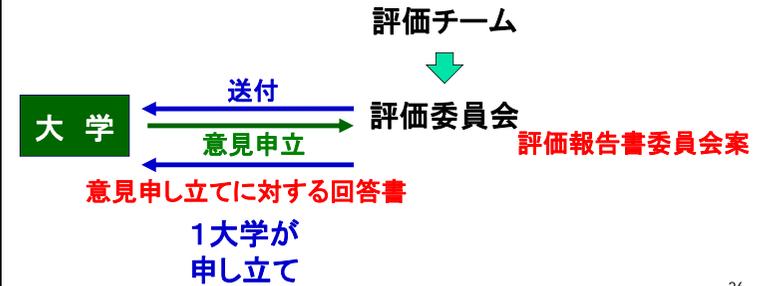
25



評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下の段階で実施されます。
- 1. 大学における自己点検・評価
- 2. 機構における評価



26



評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下の段階で実施されます。
- 1. 大学における自己点検・評価
- 2. 機構における評価



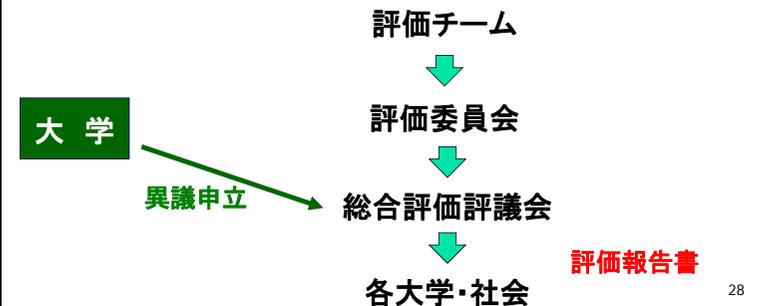
27



評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下の段階で実施されます。
- 1. 大学における自己点検・評価
- 2. 機構における評価



28

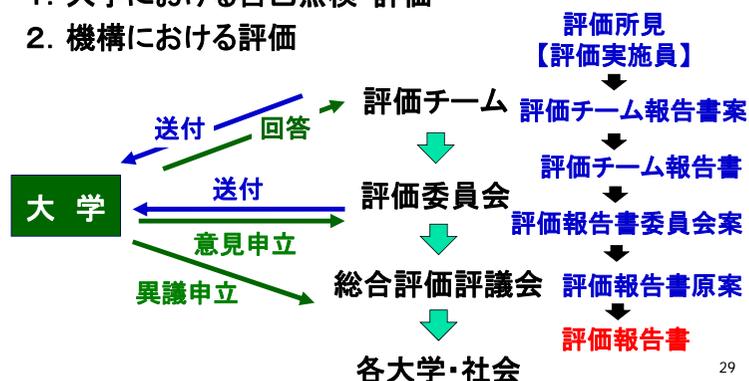


評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下の段階で実施されます。

1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価



29

評価所見

薬学教育カリキュラム

2 カリキュラム編成

『中項目』における達成度の評定 (A B C D)

「概評」

「長所」として特記すべき事項

「助言」として指摘すべき事項

「改善を要する点」の根拠となる事項

「質問すべき点」

30



評価所見を作成する際の留意点

JABPE

留意すべき点

- ・大学の掲げる「**教育研究上の目的**」の実現に向けて、**薬学教育プログラムを構築し実施しているか、またどれくらい達成されているか**という点から評価することを原則とする。
- ・自己点検・評価の取り組みが、**大学の改善・改革に果たしている役割に着目**することが必要である。
- ・**問題点の発見**に終始せず、**大学の長所の発見**に努める。
- ・**評価の根拠**となる資料・データの名称・頁(基礎資料・添付資料等)を**明示**する。

31



評価所見を作成する際の留意点

JABPE

「概評」の記述

- ・「概評」は、『中項目』ごとに記述。
- ・『中項目』で「概評」することの目的は、「**教育研究の目的に基づいた薬学教育プログラム(Plan)が実施され(Do)、十分に点検・評価(Check)が行なわれ、さらによりよいプログラムを目指して改善(Action)がなされる**」という**PDCAの流れを『中項目』の視点で概観し、評価すること**にある。

32



評価所見を作成する際の留意点

「長所」及び「助言」の記述

「長所」

- ・質の向上に向けた取り組みで、教員個人ではなく、大学として**制度・システムが作られているのみならず機能し、成果が上がっていて、他大学の模範となる事項。**

「助言」

- ・義務として**「改善報告書」の提出を求めるものではないが、改善・改革の努力が求められる事項。対応は大学の判断にゆだねられる。**

33



評価所見を作成する際の留意点

「改善を要する点」及び「質問すべき点」の記述

「改善を要する点」

- ・薬学教育プログラムとして**最低要件を満たしていない、改善・改革への取り組みが十分ではない事項。**
- ・大学への義務として**改善を求める。**
- ・大学は**「改善計画書」を提出し、指定された期限までに「改善報告書」を提出する必要がある。**

「質問すべき点」

- ・評価所見を『中項目』ごとに作成する上で、**「調書」や「添付資料」からでは明らかにならなかった事項。**

34



評価の結果

『中項目』の多段階評価

- S:卓越している。
- A:適合水準を超えている。
- B:適合水準に達している。
- C:おおむね適合水準に達しているが、懸念される点が認められる。
- D:適合水準に達していない。

- ・「S」は「A」の中で**特別に優れた内容や、他大学の模範となる内容**が含まれるものにつけることとする。
- ・「S」は、**評価委員会**で判定する。

35



評価の結果

総合評価

「評価基準」の13の『中項目』について、

- ・総合的に適合水準に達している場合
→**「適合」**
- ・一部に問題があった場合
→**判定を保留し評価を継続**
- ・薬学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合
→**「不適合」**

36



評価の目的

- 1) 機構が定める「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」(以下、「評価基準」とします。)への適合認定を行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保証する。
- 2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善を促進する。
- 3) 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援する。

37

**ご清聴、
ありがとうございました。
本評価へ向けて、
引き続きご協力よろしく
お願いいたします。**